

日本学術会議 東日本大震災復興支援委員会
原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会
議事要旨案（第10回）

1. 日 時：平成 29 年6月 20 日（火）13：00～15：00

2. 場 所：日本学術会議 5階5－A（1）会議室

3. 出席者：春日委員長、池田副委員長、大塚幹事、杉田委員、大西委員（スカイプ）、伊香賀委員、柴田委員、安村委員（スカイプ）、瀬戸委員（9名）

欠席者：神谷委員、向井委員、山下委員、米倉委員、小森田委員、樋口委員、石川委員、（7名）

事務局：石井参事官、松宮参事官補佐、大橋参事官付、大庭参事官付、石尾参事官付、青木上席学術調査員（6名）

傍聴者：（3名）

4. 配付資料：

資料1 前回（第9回）議事要旨（案）

資料2 報告（案）

資料3 小委員会からの提言（案）

参考資料1 委員名簿

参考資料2 第1回～第8回議事要旨

5. 議 事：

1) 前回議事要旨案の確認

春日委員長により、前回議事録要旨案の内容確認後、承認された。

2) 資料2 報告（案）について春日委員長より説明がなされた。

① 仮タイトル案：親分科会による報告「原子力発電所事故被災者のよりよい健康管理と医療の提供に向けて」計6章。直接の執筆に関わった3名の先生に加え、ヒアリング参加いただいた専門家の方々の名前をご本人の了承を得て入れ込む。ご本人への連絡は、春日委員長よりメッセージをいただいた上で、事務局から行う。また、22期のものを必要に応じて引き継ぎ入れ込むこととする。審議経過も22期について記載する。

② 目次の検討：要旨2枚。本文：1章「はじめに」で分科会設置の主旨、分科会で報告を出すに至った理由を示す。

2章

① 5節：避難直後、次の章では、避難の長期化に伴う関連死について述べている。

② 避難経路確保。ヨウ素剤などをもう少し詳しく記載してもよい。今回、避難の中で初期被ばくの量が明らかにならなかった点、わからないことが、後の対策を立てる上で問題を生じさせている。それらの記述をするべき。被ばく量等の調査が早期に行われたかったことについて述べる必要はないのか。

③ 事故直後の影響・混乱については、安全神話のために自治体が準備を怠っていたことにも一因がある。今後の事故に備えた原子力発電所立地については検討が必要。すでに生じたことについての初期被ばくについての言及するのは難しい。環境省でわずかながら行われているだろう。

進歩した現在のシステムを使えば測定がさらに詳細なことがわかる。今後の事故対応の備え、混乱を避けること―ヨウ素剤、避難ルートなどについて記述すべき。

→初期被ばく測定が行われるべきだったと記述すべき？

→測定を行いたかったが停電によって失われた。測定器は停電があっても測定できるものにするべき。

→一部の避難所では測定を開始していたが中断されたという事実がある。測定継続により、初期被ばくについてわかることもあったということについて触れることも可能である。別分科会（「原子力発電の将来検討分科会」）提言案の中にも「被災者の健康問題」という節が設けられている。健康問題と測定の不備について言及されている。そのため、本分科会でも盛り込むべき。

- ④ 2章は避難指示、避難ルート。ヨウ素剤配布などが簡潔簡単な記述に留まっている。放射性物質の拡散と人の動きが重なり合う必要がある。どれだけの人がどれだけの時間留まっていたか、放射線の拡散がわからない。さらなる記述が求められよう。

→避難ルートなど表、図などはあるのか

- ⑤ 拡散の計算は進化しているであろう。現在の段階で十分なものはでないと思われる。行動調査を合わせればより正確なものが出せると思われる。

- ⑥ 次に同じことが起こった場合、どうするのが杉田委員の発言。ヨウ素の濃度、個々の行動記録からの推定。今回はモニタリングデータがほとんど取れていない、個々の行動記録を取っていないということであれば、後にこれらのことを活かすべきという主旨では？

- ⑦ 評価でなく、今回の不備を踏まえて提案するという主旨で、引用できるようなデータはないのだろうか？

→そのようなことができるように自治体などが測定、行動記録、前もってどこに避難できるか明示するなどの重要性を記載することは可能。

→これらを踏まえ、一部、原稿の差し替え・修正を

→了解

- ⑧ 風評被害について他の分科会では扱っているのか？

→タイトルに入っている 22 期報告が 2 つある

→食品検査関連

→事故直後の風評被害が避難民、病院に跳ね返ってきた。現在も継続している点が問題として残されている。外国における風評被害の持続を感じている。明文化が困難なことは承知しているが、検討していただきたい。

→一部をメンタルヘルスへの影響、こころの健康の部分に盛り込んでいる。大塚委員からも指摘されており、外国における問題を最後に触れる予定

- ⑨ 2章（5）「期待死亡率」→「予想される死亡率」に書き換え。一般の方が読むことを踏まえた表現表記に努める。

→了承

3 章

- ① 原発事故に起因する 2086 名の正確性。厳密な意味で原発事故そのものに起因するとは限らない。「原発事故によって避難を余儀なくされた結果」「福島県」であり、該当部分の表も含み差し替え

→避難を余儀なくされた結果、福島県では・・・などと該当部分の表記を変更する

- ② 604 人という数字は表 3 に出てこない。また、表 3 の「前回との差」の意味がわからない

→「前回との差」は削除および表の加筆修正

- ③ （2）で何を書くか。震災関連死と長期避難によって生じている問題。放射線被ばくによって

健康上の影響が現れたということを示す部分はないのか？

- ④ (2) 健康県民調査は長期避難の対象となっているが、そもそもは低線量被ばくの長期影響を調べているのでは。低線量被ばくについて節を設けるべきでは。
- ⑤ 原子力発電の将来に関する分科会では、公的な調査が福島県で行われている一方、批判的な意見もあるためバランスを踏まえた見解を示している。一定の記述が本分科会でも必要であろう。
- ⑥ 福島県内の検査そのものについては県民健康調査は4章において記述すると予定であったが、構成上、どの部分に入れ込むのが望ましいのか。
- ⑦ 最初に出てくるのは放射線影響、長期化・長期避難生活の問題。被ばくしてなくとも孤独など影響がある。放射線によるもの、一般的な避難により生じたものを分けて整理した方が分かりやすいように思う。
- ⑧ 2、3章は事故直後の話であるため、長期低線量被ばくの話をごここに入れ込むのは少し難しい。この部分(第2節)は分科会小委員会の内容を要約している部分でもあり、健康影響についても触れている。3章での取り扱いについてはさらに検討することにする。

4章

- ① 参考資料としてまとめるということによろしいか。
→4章には課題の指摘も入っていて関係機関の取り組みとは異なるように思うが。
→その点については5章に必要部分を入れ込むことで対応したい。

5章

- ① (1)を項目として削除し、(3)部分で包括的に扱うということによろしいか。
→異論なし
- ② (2)事故後の健康調査のあり方は大西委員の担当される分科会の内容を確認しつつ委員長が書き込む。
→(2)で事実関係を記述しなければならない。タイトルの変更をした方が良いかもしれない。
- ③ 事故後の健康調査のあり方はこの場で議論されていないと思われる。本報告のまとめに近い内容であると思われる。ここまでは事実を述べ、あり方は最後に述べるべき。ここで「あり方」とするのは望ましくないのでは？事故後の健康調査は広範囲に及ぶが・・・
- ④ 少しずつ今後の方向性についてが盛り込まれている。原発の将来像検討分科会による提言と全く重複するのは望ましくないが、そこで書かれていることを追いかける形で書くべきかと考えている。具体的には、中間取りまとめを引用し、現時点で100%その通りであると言い切ることは困難であるという指摘も記載する。今後のより正確な判断をするためには長期的な調査をすることが必要だと盛り込む。
- ⑤ 県民健康調査の中間報告を引用しているが、2つの指摘がある。一つは回答率が低いということ、もう一つは初期の内部被ばくの調査がほとんど行われていなかったということである。学術会議の意見としては健康被害の判断には長期的な視野に立った健康管理が必要であるというまとめ方をしているということである。また、甲状腺検査についての中間報告上のまとめを述べた上で、これについて当時5歳以下の子どもの症例が報告されていることを挙げ、検査の継続や健康被害の正確な把握が求められるというまとめ方をしているということである。
- ⑥ 「事故後」の健康調査を前提とするのではなく、そもそも事故が発生した場合の健康調査とはどうすべきかという問題ではないか？一般化したものをタイトルから想像した。そのため、最後のまとめに記述するのではないかと考えた。
→「事故後」のあり方、「県民調査」の記述については同じ見解
- ⑦ 一般論としての健康調査については視野に入れていなかった。当初の構成としては、4章で県民健康調査の概要を説明し、この調査を主としたものを5章で記述する予定であった。

- ⑧ 健康管理と医療の提供に向けてというタイトルに集約するとして、健康調査の位置づけ、課題は含まれていない。分科会において医療の文脈で考えるという視点はなかったように思う。
- ⑨ 福島の方に手を差し伸べる方法があったのではないかとこの考えがあった。タイトル変更を検討。一般論的な報告が出せる議論はできていないと思う。
- ⑩ 樋口委員を中心として執筆したところの問題について。出典はすべて確認中である。13ページ以降は、今後のメンタルヘルスへの対策、予防、早期発見を含めた対策に関する部分。
→問題の意識は理解できる。ただ、こころの健康が分科会での大きな問題意識を占めてきたため、5章2節については意見を踏まえた修正を検討する。
- ⑪ 4節：支援者支援を広く、行政自治体職員の県内外の支援者→全対象職員。11p以降、行政職員の疲弊の顕在化。被災者でありながら支援者である厳しい状況にある県内の職員について。復興の核になる部分に揺るぎがある。職員・住民・町民の記載確認
- ⑫ 5節医療のあり方について。導入部分に現在の取り組み、特に浜通りについてを加えた。福島県の地域医療再生計画を踏まえて、より細やかなケアができるよう健康管理センターをと加えた。産業振興が復興につながる点は医療のあり方と結びつけることが難しいため割愛。6章は提言できるほどではない点についてまとめる予定。
- ⑬ 報告書のタイトルについて。「原子力発電所」とは福島に限定したものでなく一般的なものにみえる。
→特定化した方がいいというようなご意見が多ければそのように変更したい。
- ⑭ すでに起きた事故の評価を重視するのか、今後の事故への参考という点を強調するのかによってタイトルは異なるだろう。すでに起きた事故への評価であれば、確かに福島と特定することが非常に重要だが、事故後にこのような対応が求められる、というような今後に向けての参考というのであれば一般的な記述が求められる。私は、現行案でよいと思われる。
- ⑮ 報告書の内容は、福島で何が起きているのかが中心として書かれた内容になっている。福島と入れ込み、そこから何を汲み取るのかという方がおさまりが良いように思う。
→分科会立ち上げの時にも、福島の被災者の方の健康管理とその方々への医療提供をより良くすることを一番考えるべきと考えていた。したがって、本報告でも「東京電力福島第一原子力事故」とするようにしたいと思う。

3) 池田副委員長より、資料3-1、2に基づき報告がなされた。

- ① タイトルは「東日本大震災に伴う・・・」としてあるが、報告との齟齬はないか？
→津波被害・原発被害でその後の見解の違いもある。福島に主として関わることは福島と分かるようにした方がわかりやすいのではないかと考える。今のものは原発事故に伴う問題であることから、福島第一原発等の表現を入れて特定した方がよいのではないかと考えるが、皆さんの意見も踏まえた上で決めるのが良いと思う。
→今後同じような事案が起こった場合にも使えるような法制度を想定している。そのため、福島第一原発等とつけると限定が過ぎるという懸念がある。
→東日本大震災とするより、報告書に準ずる方がよいのでは。
→法制度の提言であるため、地域や時間を限定しない方が望ましいと考える。
- ② 小委員会で検討したものではあるが、意思の表出の主体としては分科会になる。
- ③ すでに分科会でも2回審議済みである。池田委員に委任する。原発被害者の問題は避難解除に伴い、新たな局面を迎えているにも関わらず、議論の土俵から外れてきている状況のなかで学術会議が検討することはそれなりの意義がある。住民の地位についても現実的な線を提示した。立法提案であるため実現が困難であることも了承している。
- ④ これまでの学術会議の提言では、二重の地位をもつことを可能にする制度の設立等について述べてきていたが、本提言案ではより具体的に法律的な住民登録について論じている。現行法と

しては原発避難者特例法及び子ども被災者支援法の2つの法律があり、原発避難者特例法の具体的問題点については、9ページに記述されている(①～⑧まで)。

- ⑤ 避難元市町村に住民登録を残している避難住民を「特例住民」(定義13ページ)として位置づける制度と、避難先市町村に住民登録を移した住民のうち、避難元市町村との制度的つながりを希望する避難住民を「特定住所移転者」として位置づける制度(15ページ)という2つの制度の新設を検討している。
- ⑥ 5. 健康医療について重点をおいて検討: 健康医療の課題に限定しないと、行政法上二重の住民票という概念は難しいということが検討の結果分かってきた。11ページの下5行目: 住民としての地位の①～③のうち、②公共サービスの受給について中心に検討したのが12ページ。具体的な制度設計の射程範囲=福島に限定するのか、今後同様の事故が発生した場合にも一般化できるようにするのかを考えた時に、後者を念頭に置いたのが本提言案。
- ⑦ 提言: 1) 帰還か移住かについての被災者の選択の尊重—現在ある法律に言及、2) 避難先と避難元の双方の自治体との結びつきを維持することを可能にする制度の新設となっている。1)では現在ある2つの法律に言及している。2)では立法提言をしてまとめている。
- ⑧ 提言案の形式について。通常「要旨」は課題・背景があって2ページ以内におさめることになっているが、本提言案はそれとは異なっている。その点問題ないのか。
→小森田小委員会委員長が整理中。
→2ページ以内というのはルールで決まっているが、項目だてについては明確に決まっているか把握していないため、事務局と確認をしたい。
- ⑨ 今回は立法提案を主としているようだが、実際このような制度が適応されると、負担についての意見が地方自治体等から出てくると思うので、提言案19ページの「残された検討課題」の部分でそのようなことについても書いておく必要があるのではないか。また、「スティグマ」という言葉は少々分かりづらいのではないか。「差別」と置き換える、あるいは適当な和訳を()で補う等すると読みやすいように思う。
→負担については、小委員会でも何度か議論されている。例えば、11ページの住民登録した場合の住民としての地位で「③負担の分担」とあり、12ページでも何行か書かれている。ただ、ご指摘のとおり、「残された検討課題」の部分に、「実際に制度化した場合には負担の問題が残っている」ということを書き加えた方が良いでしょうと思うので、小森田委員長にお伝えし、ご相談したい。
- ⑩ 立法措置を本当にしなければならないのかということについて十分に議論できていないのではないか。「立法措置をすべきである」と断定的な表現にするのではなく「立法措置について国は責任を持って検討すべきである」というくらいが良いのではないか。
→本件については、各委員にもご意見いただきたい。個人的には、提言(1)は現在の法律のどういうところを強調して遂行すべきかという話にすぎないため、提言らしいのは(2)であるように思っている。
- ⑪ いきなり立法措置を設けるべきであるというのは、少し強すぎる感じがする
- ⑫ 今の福島のケースについてこの段階で立法措置の話をするのはかえって混乱を招くという批判も出てくると思う。ただ、これをきっかけとして、今後の類似事態に備えて検討すべきだというようなことは言うべきだと思う。したがって、福島の避難者の方々についてのこの制度の立法措置をして新たなカテゴリーに入っていただくのが良いということとは別に、今回の教訓として今後に備えての立法を検討すべきという方が言いやすいような印象を持っている。
- ⑬ 避難指示が解除され、これから現実として戻る人と戻らない人がはっきりしてくる中で、今の時期に立法提案をするのは意味があると思う。法律自体は作っておく必要があるのではないか。
- ⑭ 6年経ってもより複雑な問題が起きているということを踏まえてこの時点でこの提言案が出てきたのだと思う。提言の中には、「国の責任(国がすべきである)」ということを入れた方が良

いのではないか。

4) その他

- ・小委員会からの提言案については、メール審議を行う
- ・報告案及び提言案については、メールにて継続して検討を行う
- ・次回の分科会開催は未定。

開催した場合にはそこで今回の議事要旨案の確認を行うが、開催しない場合には委員長一任とする。